

あなたのために、 お子さんやお孫さんのために、

そして、 地域の人のために、

# 相続登記は お済みですか!?



早いこと  
相続登記しちよったら   
こげなことにはならずすんだ  
時を費やし 金を費やし

## 相続登記をしないと…こんな問題が!

- 土地を売ってくれと言われたけど、**売買による所有権移転登記ができない。**
- 融資を受けたいけど、登記簿が先祖名義になっているため、**手続きができない。**
- 第2次相続、第3次相続が発生して、**連絡が取れない法定相続人がいる。**
- 空き家の**所有者との交渉ができない。**
- 災害復旧のための工事をしたいが、**所有者との連絡が取れない。**

## 大分地方法務局



- 大分地方法務局登記部門 (097)532-3161
- 大分地方法務局杵築支局 (0978)62-2271
- 大分地方法務局竹田支局 (0974)62-2315
- 大分地方法務局宇佐支局 (0978)32-0508

- 大分地方法務局佐伯支局 (0972)24-0772
- 大分地方法務局中津支局 (0979)22-0584
- 大分地方法務局日田支局 (0973)22-2719

# 法定相続情報証明制度

各種の相続手続のために、戸除籍謄抄本の束の代わりとして、法定相続情報一覧図を交付する制度です。



相続登記のほかに、預貯金の払戻しや、相続税の申告などにも使えます。



(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地  
最後の本籍 ○県○郡○町○番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 令和元年11月23日

住所 ○県○郡○町○34番地  
出生 昭和45年6月7日  
(長男)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和47年9月5日  
(長女)

住所 ○県○市○町五丁目4番8号  
出生 昭和50年11月27日  
(養子)

被相続人 法務太郎

相続人 法務一郎 (申出人)

相続人 相続悦子

以下余白

作成日: ○年○月○日  
作成者: ○〇〇士 ○〇〇〇 印  
(事務所: ○市○町○番地)

これは、令和○年○月○日に申出のあった当届保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和○年○月○日  
○〇地方支庁局○〇支局

登記官 ○ ○ ○ ○ 横印

注) 本書面は、提出された戸籍謄抄本等の記載に基づくものである。相続放棄に  
関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S000 1/1

## 登録免許税の免税措置

＝ 適用期間 ▶ 令和3年3月31日まで ＝

### 租税特別措置法第84条の2の3第1項

- 相続により土地の所有権を取得した個人が、相続登記をすることなく死亡した後、その者の相続人等が、その死亡した者を相続人とする所有権移転登記を申請する際には、登録免許税が免除されます。

### 租税特別措置法第84条の2の3第2項

- 個人が、市街化区域外にある不動産の価格が10万円以下の土地について、相続による所有権移転登記を申請する際には、登録免許税が免除されます。

(イメージ)



市街化区域外



土地

不動産の価格が  
10万円以下

## 相続登記申請

- 登記申請書の様式は、法務局のホームページをご覧ください。
- 相続登記申請についての登記相談は、お近くの法務局にご相談ください。  
**完全予約制**
- 相続登記申請を資格者代理人に依頼される場合は、お近くの司法書士にご相談ください。

